

(趣旨)

第1条 この業務規程(以下「規程」という。)は、卸売市場法(昭和46年法律第35号(以下「法」という。))第13条第4項の規定に基づき、千歳市公設地方卸売市場(以下「市場」という。)における業務の方法、市場における業務に関し取引参加者が遵守すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

(開設者の責務)

第2条 開設者は、市場の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者、買受人、市場関係事業者その他に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(市場の名称等)

第3条 市場の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 千歳市公設地方卸売市場
- (2) 位置 千歳市上長都958番地の1
- (3) 開設者 千歳市長

(取扱品目)

第4条 市場の取扱品目は、千歳市公設地方卸売市場条例(昭和47年千歳市条例第33号。以下「条例」という。)第4条に定めるところによる。

(用語の意義)

第5条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者 条例第2条第1号に定めるところによる。
- (2) 仲卸業者 条例第2条第2号に定めるところによる。
- (3) 買受人 条例第2条第3号に定めるところによる。
- (4) 附属営業人 条例第2条第4号に定めるところによる。
- (5) 市場関係事業者 条例第2条第5号に定めるところによる。

(市場の開場日及び開場時間等)

第6条 市場の開場日及び開場時間等は、条例第5条及び第6条に定めるところによる。

(卸売業者の数)

第7条 卸売業者の数は、2者以内とする。

(卸売業者の許可)

第8条 条例第7条第1項に規定する卸売の業務の許可を受けようとする者は、卸売業者許可申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員名簿及び役員の履歴書
 - ウ 初年度及び次年度の事業計画書
 - エ 誓約書
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 申請者が個人の場合
 - ア 戸籍抄本及び履歴書
 - イ 初年度及び次年度の事業計画書
 - ウ 誓約書
 - エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、卸売業者許可書(別記様式第2号)を交付する。

3 市長は、第1項の規定による申請をした者(法人である場合においては、役員を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしないものとする。

- (1) 破産者であって、復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第12条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から1年を経過しない者であると

き。

- (4) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団と密接な関係を有する者がいる法人その他の団体（以下これらを「暴力団関係者等」という。）であるとき。

（保証金の額）

第9条 条例第8条第1項に規定する卸売業者が納付すべき保証金の額は、主に野菜・果実を扱う場合にあっては20万円とし、主に生鮮水産物を扱う場合にあっては10万円とする。

（保証金に代用できる有価証券の種類及び価格）

第10条 前条の保証金には、次に掲げる有価証券をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 日本銀行が発行する出資証券
- (4) 特別の法律により法人が発行する債券

2 前項各号に掲げる有価証券の価値は、額面金額又は発行価格の10分の7に相当する額とする。

（卸売業者の変更等の届出）

第11条 卸売業者は、業務を休止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（卸売業者の許可の取消し）

第12条 市長は、卸売業者が第8条第3項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、業務を適確に遂行するのに必要な資力若しくは信用を有しなくなったと認めるとき、又は当該卸売業者が当該卸売業者に係る許可の取消しを申し出たときは、当該許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく卸売業者許可書を交付された日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく引続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

（卸売業者の営業譲渡等）

第13条 卸売業者が営業（市場における卸売の業務に係るものに限る。）を譲渡しようとする場合であって、市長が当該譲渡について認めたときは、譲受人は卸売業者の地位を承継するものとする。

2 卸売業者たる法人が他の法人と合併する場合（卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。）であって、市長が認めたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項に規定する営業の譲渡又は前項に規定する合併を行う者は、譲渡等に関する申請書を市長に提出するものとする。

（事業報告書の作成等）

第14条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条に基づき事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書を市長に提出したときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、市長に提出した日から起算して1年間主たる事務所に備えておかななければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項に規定する事業報告書の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合
- (2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合
- (3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（せり人の届出）

第15条 卸売業者は、市場において行う卸売のせり人について、せり人届出書（別記様式第3号）に

より市長に届け出るものとする。

(せり人の欠格条件)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、せり人になることができない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 買受人(法人である場合は、役員及びは使用人を含む。)
 - (4) せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者
 - (5) 暴力団関係者等
- (卸売業者及びその使用人の標識)

第17条 卸売業者(使用人及びせり人を含む。)は、常にその職及び氏名を表示した一定の記章を着用しなければならない。

(せり人の不正行為等に対する措置及びせり人の義務)

第18条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてせり行為に従事することを禁止し、又は記章を返還させることができる。

- (1) せり行為に関し不公正な取扱いをし、又は不正な行為をしたとき。
- (2) その業務に関し、委託者又は買受人から金品その他いかなる名目を問わず利益を受けたとき。
- (3) その他せり人としての業務に適正を欠くと認められる行為があったとき。

2 せり人は、上司の命を受け、誠実及び公正を旨として、その業務を執行しなければならない。

(仲卸業者の承認)

第19条 条例第7条第2項に規定する仲卸の業務の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称及び代表者
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 取扱品目
- (4) 市場における1年間の買受見込額
- (5) 資本又は出資の額及び役員の名(法人である場合に限る。)
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請をした者(法人である場合においては、役員を含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 破産者であって、復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第22条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が、その申請に係る取扱品目の卸売業者であるとき。
- (5) 暴力団関係者等であるとき。

(仲卸業者の保証金)

第20条 条例第8条第2項に規定する仲卸業者が納付すべき保証金の額は、5万円とする。

2 保証金に代用できる有価証券については、第10条の規定の例による。

(仲卸業者の変更等の届出)

第21条 仲卸業者は、業務を休止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者の承認の取消し)

第22条 市長は、仲卸業者が第19条第2項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、業務を適確に遂行するのに必要な資力若しくは信用を失ったと認めるとき、又は当該仲卸業者が当該承認の取消しを申し出たときは、当該承認を取り消すものとする。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく承認の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく引続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

(買受人の承認)

第23条 条例第7条第2項に規定する買受の業務の承認を得ようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称及び代表者（法人である場合に限る。）
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 取扱品目
- (4) 市場における1年間の買受見込額
- (5) 資本又は出資の額及び役員の名（法人である場合に限る。）
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請をした者（法人である場合においては、役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 破産者であつて、復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第25条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団関係者等であるとき。
（買受人の変更等の届出）

第24条 買受人は、業務を休止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（買受人の承認の取消し）

第25条 市長は、買受人が第23条第2項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、業務を適確に遂行するのに必要な資力若しくは信用を有しなくなったと認めるとき、又は当該買受人が当該承認の取消しを申し出たときは、当該承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人が売買取引に関し、不正又は不当な行為があると認めるときは、その承認を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（仲卸業者及び買受人の記章）

第26条 仲卸業者及び買受人が売買に参加するときは、記章（別記様式第5号）を着用しなければならない。

（卸売業者による保証金の徴収）

第27条 卸売業者は、あらかじめ市長の承認を得て、仲卸業者及び買受人から保証金を徴することができる。

（附属営業の種類）

第28条 附属営業の種類は、各号に掲げるところによる。

- (1) 市場機能の充実に図るためのもの
 - ア 市場の取扱品目以外の生鮮食料品、包装資材その他の関連商品の卸売業
 - イ 市場の取引品目を主とした加工業
 - ウ 場内運搬業
 - エ 精算代払機関その他市長が必要と認める業種
- (2) 市場利用者へ便益を提供するためのもの
 - ア 食堂
 - イ 喫茶店その他市長が必要と認める業種

（附属営業人の許可）

第29条 条例第7条第1項に規定する附属営業の許可は、その附属営業の種類ごとに行うものとする。

2 市長は、条例第7条第1項に規定する附属営業の許可をする場合において、必要があると認めるときは、これに制限又は条件を付することができる。

3 条例第7条第1項に規定する附属営業の許可を受けようとする者は、附属営業人許可申請書（別記様式第6号）に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合
 - ア 定款及び登記事項証明書
 - イ 役員名簿及び役員の履歴書
 - ウ 誓約書
 - エ その他事業報告書等市長が必要と認める書類

- (2) 申請者が個人の場合
 - ア 戸籍抄本及び履歴書
 - イ 誓約書
 - ウ その他市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の規定による申請をした者（法人である場合においては、役員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしないものとする。

- (1) 破産者であって、復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないものであるとき。
- (3) 第31条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から1年を経過しない者であるとき。
- (4) 暴力団関係者等であるとき。

（附属営業人の保証金）

第30条 条例第8条第1項に規定する附属営業人が納付すべき保証金の額は、6千円とする。

2 保証金に代用できる有価証券については、第10条の規定の例による。

（附属営業人の変更等の届出）

第31条 附属営業人は、当該業務を休止し、又は再開したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（附属営業人の許可の取消し）

第32条 市長は、附属営業人が第29条第4項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、業務を適確に遂行するのに必要な資力若しくは信用を有しなくなったと認めるとき、又は当該附属営業人の当該営業許可の取消しを申し出たときは、当該許可を取り消すものとする。

2 市長は、附属営業人が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は売買取引の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく附属営業人許可書を交付された日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく引続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

（売買取引の原則）

第33条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

（売買取引の方法）

第34条 市場において取り扱う全ての生鮮食料品等の卸売は、せり売り又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、せり売りの方法により生鮮食料品等を卸売しなければならない。

- (1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少したとき。
- (2) 市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加したとき。

3 市長は、売買取引の方法を定め、又は変更しようとするときは、卸売業者、仲卸業者、買受人その他の利害関係者を指名し、意見を聴かななければならない。

4 卸売業者は、販売方法を設定し、又は変更しようとするときは、市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により、その内容を関係者に十分周知しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第35条 卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、仲卸業者、買受人その他市場の利用者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者が取り扱う生鮮食料品等について、卸売のための販売委託の申込みがあった場合には、当該引受けを拒んではならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

- (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合

- (5) 販売の委託の申込みが法第13条第5項第5号の表の4の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
 - ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
 - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(売買取引条件の公表)

第36条 卸売業者は、次に掲げる事項について、市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 販売委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者及び買受人が負担する費用(以下「販売委託手数料等」という。)がある場合には、その種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

(卸売予定数量等の公表及び報告)

第37条 市長は、当日卸売を予定する生鮮食料品等についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

- 2 卸売業者は、前項に規定する公表のため必要な事項を市長に報告するものとする。
- 3 卸売業者は、当日卸売を予定している生鮮食料品等についての主要な品目の数量並びに前開場日に卸売された主要な品目についての数量及び卸売価格を市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。
- 4 卸売業者は、前項の規定により公表する内容が第1項の規定により公表するものと同一の内容であるときは共同で公表することができる。
- 5 卸売業者は、前月の販売委託手数料等がある場合にあっては種類ごとの受領額、奨励金等がある場合にあっては前月の奨励金等の種類ごとの交付額について、市場内の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。ただし、第36条の規定によりその条件を公表した販売委託手数料等及び奨励金等に限る。

(卸売の相手方の制限)

第38条 卸売業者は、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次に掲げる場合であって、仲卸業者及び買受人の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

- (1) 市場における入荷量が著しく多い場合又は市場に出荷された生鮮食料品等が仲卸業者及び買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため、残品を生ずるおそれのある場合
- (2) 仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合
- (3) あらかじめ締結した契約に基づき、他の卸売市場等に卸売をする場合
- (4) 災害が発生した場合
- (5) 市場利用の周知効果を図るため、一部区域で日時を指定し、限定的に販売する場合

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受禁止)

第39条 卸売業者(役員及び使用人を含む。)は、当該卸売業者が卸売業務の許可を受けて卸売の業務を行う市場において、取扱品目に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けてはならない。

(卸売業者が買受ける生鮮食料品等の制限)

第40条 卸売業者は、市場において卸売業務の取扱品目の卸売をしたときは、卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められる場合を除くほか、仲卸業者及び買受人から当該卸売に係る生鮮食料品等の販売の委託を引受け、又は買受けてはならない。

(受託契約約款)

第41条 卸売業者は市場における卸売のための販売委託の引受けについて、受託契約約款を定めることができる。

- 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、速やかに市長に届け出し、及び関係者に周知

しなければならない。

(販売前における委託された生鮮食料品等の検収)

第42条 卸売業者は、委託された生鮮食料品等の受領に当たっては、検収を確実にを行い、委託された生鮮食料品等の品種、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の確認を受け、その結果を速やかに委託者に通知するとともに、卸売業者の受領通知書及び売買仕切書に付記しなければならない。ただし、委託された生鮮食料品等の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得られたときは、この限りでない。

(卸売した生鮮食料品等の仲卸業者及び買受人の明示及び引取り)

第43条 卸売業者は卸売をした生鮮食料品等について、買受けた仲卸業者及び買受人が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者及び買受人は、卸売を受けた生鮮食料品等を速やかに引取らなければならない。
- 3 卸売業者は、仲卸業者及び買受人が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者及び買受人の費用でその生鮮食料品等を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売り又は相対取引に係る価格に100分の108を乗じて得た価格をいう。以下同じ。)が前項の仲卸業者及び買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者及び買受人に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

第44条 仲卸業者は、市場内において出荷者などから直接、販売の委託の引受けをしてはならない。

- 2 仲卸業者は、卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れ販売してはならない。ただし、仲卸業者が卸売業者から買入れることが困難な場合であって、市長に仲卸業者場外買入報告書(別記様式第9号)により報告したときは、この限りでない。

(取引する現品又は見本の下見)

第45条 卸売業者は、仲卸業者及び買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければ取引を開始することができない。

- 2 卸売業者は、見本又は銘柄により卸売をする場合には、その取引開始前に、その生鮮食料品等の品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を明示していなければならない。

(卸売の単位)

第46条 市場において行う卸売の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な場合には、個数又は容器をもって取引の単位とすることができる。

(指値のある生鮮食料品等)

第47条 卸売業者は、受託した生鮮食料品等に指値(当該委託者の希望価格を100分の108で除して得た金額をいう。以下同じ。)のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 卸売業者は、売買成立の見通しがないと認めるときは、遅滞なく委託者に通報して再指示を受けなければならない。ただし、再指示を待つことにより委託者に著しく損害を与えるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(せり売りの方法)

第48条 卸売のためのせりは、その販売する生鮮食料品等について、品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼びあげた後でなければ開始することができない。

- 2 せり落しは、せり人がその販売する生鮮食料品等について、そのせり売りに係る最高申込価格に達したと認めるときに、その申込者をせり落人として決定する。ただし、その最高申込価格が指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 せり売りに係る最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適宜の方法により、せり落人を決定するものとする。
- 4 せり落人が決定したときは、せり人は直ちにそのせり売りに係る価格及びせり落人の氏名又は商号を呼びあげなければならない。
- 5 せり売りに参加した者が、そのせり落しの決定に異議があるときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。
- 6 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者にせり直しを指示することができる。

(売買取引の制限)

第49条 市長は、せり売りによる卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差止め、又はせり直しを指示することができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。

- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- 2 市長は、卸売業者、仲卸業者及び買受人が買受代金の支払を怠ったときは、売買を差止めることができる。
- (衛生上有害な生鮮食料品等の売買禁止)
- 第50条 市場関係事業者は、衛生上有害な生鮮食料品等を市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 2 市長は、衛生上有害な生鮮食料品等の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。
- (委託者不明の生鮮食料品等の処理)
- 第51条 卸売業者は、委託者不明の生鮮食料品等が到着したときは、直ちに委託者不明生鮮食料品等処分申請書(別記様式第10号)により市長にその処分について申請し、承認を受けなければならない。
- 2 卸売業者は、許可を受けた取扱品目以外の生鮮食料品等を受領したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、指示を受けなければならない。
- (生鮮食料品等の品質管理の方法)
- 第52条 市場関係事業者は、市場内において食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他食品衛生に関する法令に即して市場の業務に係る生鮮食料品等の品質管理を行うものとする。
- (仕切り及び送金)
- 第53条 卸売業者は、生鮮食料品等の卸売をしたときは、委託者に対し当該卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合は、その特約に定める期日)までに、当該卸売をした生鮮食料品等の品目、等級、単価(せり売り又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。)数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により卸売代金の正当な変更をした生鮮食料品等については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の100分の8に相当する金額)控除すべき第55条に規定する委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税及び地方消費税を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。
- 2 前項の売買仕切金の送付は、送金、現金、小切手、口座振込、口座振替その他の方法により行うものとする。
- (仕切り及び送金に関する特約)
- 第54条 卸売業者は、売買仕切書及び売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、当該特約に関する書面を備え付けなければならない。
- 2 卸売業者は、前項に規定する特約に関する書面について、市長から指示があったときは、これを提出しなければならない。
- (販売委託手数料の定率)
- 第55条 卸売業者が販売委託手数料を定める場合においては、その定率は、次のとおりとする。
- (1) 生鮮水産物及びその加工品 100分の7以内
 - (2) 野菜・果実及びこれらの加工品 100分の8.5以内
 - (3) その他市長がこれに類すると認めるもの 100分の10以内
- (売買仕切金の前渡等)
- 第56条 卸売業者は、集荷の円滑化を期するために出荷者に対し、売買仕切金を前渡しし、保証金を差し入れ、又は資金を貸し付けることができる。
- 2 前項の売買仕切金の前渡し、差し入れ及び貸付けが、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを行ってはならない。
- (1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき。
 - (2) 卸売業者の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれのあるとき。
- (出荷奨励金の交付)
- 第57条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るために、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。
- 2 前項の規定による出荷奨励金の交付をする場合においては、前条第2項規定を準用する。
- (買受代金の支払)
- 第58条 市場における買受代金の支払について、仲卸業者及び買受人は、卸売業者から買受けた生鮮食料品等の引渡しを受けた日(次項の規定により卸売業者があらかじめ仲卸業者及び買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約に定める期日まで)に、買受けた生鮮食料品等の代金(買受けた金額に100分の108を乗じて得た金額をいう。)を支払わなければならない。

- 2 卸売業者は、仲卸業者及び買受人が買受けた生鮮食料品等の代金の支払期日に関し支払猶予の特約をすることができる。
- 3 前項の規定による支払猶予の特約をする場合においては、第56条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の売買代金の支払は、送金、現金、小切手、口座振込、口座振替その他の方法により行うものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

第59条 卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等の卸売代金(せり売り又は相対取引に係る金額に100分の108を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)の変更をしてはならない。ただし、仲卸業者及び買受人が代金の変更に応じた場合は、この限りでない。

- 2 卸売業者は、前項ただし書の規定により卸売代金を変更したときは、当該売買仕切書に変更の理由を付記しなければならない。

(完納奨励金の交付)

第60条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者及び買受人に対して完納奨励金を交付することができる。

- 2 前項の完納奨励金の交付については、第56条第2項の規定を準用する。

(市場等使用料)

第61条 条例第15条第1項の規定による市長が定める額は、別表のとおりとする。

(規程の遵守)

第62条 市場関係事業者のほか、市場を利用する者は、この規程を遵守しなければならない。

(報告及び検査等)

第63条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、市場関係事業者に対して業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に市場関係事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対して当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(市場における代金決済の方法)

第64条 市場における売買取引の代金決済の方法は、第53条及び第58条で定めるもののほか、取引に参加する当事者間で決定した支払方法により、取引に参加する当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 ただし、改正前の千歳市公設地方卸売市場業務規程により作成されている様式については、当分の間、適宜修正して使用する。

別表 1 市場使用料（第61条関係）

種別	使用区分	使用料計算の単位	使用料額
卸売業者市場使用料	卸売業者	卸売金額から消費税及び地方消費税の額を除いた額に1000分の5を乗じて計算	左記に相当する額
卸売業者売場使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	110円
仲卸業者売場使用料	仲卸業者	1平方メートル1月につき	110円
冷蔵庫建物使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	440円
定温庫建物使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	440円
倉庫使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	110円
買荷保管所使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	110円
事務所使用料	卸売業者 仲卸業者 附属営業人	1平方メートル1月につき	220円
会議室使用料		1時間につき	110円
更衣・休憩室使用料	卸売業者	1平方メートル1月につき	220円
書庫使用料		1平方メートル1月につき	220円
空地使用料		1平方メートル1月につき	33円
湯沸室使用料		1平方メートル1月につき	220円
附属営業店使用料	附属営業人	1平方メートル1月につき	440円
関連商品売場使用料	附属営業人	1平方メートル1月につき	110円
その他の施設使用料		市長がその都度定める。	市長がその都度定める。

卸売業者許可申請書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称及び代表者

千歳市公設地方卸売市場において、卸売の業務の許可を受けたいので申請します。

- 1 住所（所在地）
- 2 氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 取扱品目

卸売業者として認定申請認定申請書に記載する事項

取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
	トン 千円	千円	千円	

（記載上の注意）

- 1) 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
- 2) 純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。
- 3) 備考欄には、他の市場で卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。
- 4) 取扱品目については、生鮮食料品と記載した場合、あらゆる品目について卸売市場法の規定が適用されることとなるので留意するとともに、具体的に記載する場合は、適宜枠を広げて使用すること。

卸売業者誓約書記載例

千歳市公設地方卸売市場の卸売業者として、許可を受けるにあたり、関係法令等及びこれらに基づく指示を守り、誠実公正を旨として業務を執行いたします。

また、業務規程第8条第3項の各号に定められているいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、関係法令等又は指示に違反する行為、許可の取消し事項に該当した場合は、相当の処分を受けても意義ありません。

年 月 日
千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称及び代表者

卸売業者許可書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者

千歳市長



下記の者について、千歳市公設地方卸売市場において卸売の業務を行うことを許可します。

記

- 1 住所（所在地）
- 2 氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 取扱品目
- 4 承認にあたっての条件
 - （1）許可を受けた日から起算して30日以内に誓約書を提出し、保証金を開設者に納付しなければならない。
 - （2）許可書を交付された日から起算して30日以内にその業務を開始しなければならない。
 - （3）引続き30日以上卸売の業務を休止したときは、許可を取り消す場合がある。
 - （4）業務規程第8条第3項の規定に抵触した場合は許可を取り消し、第12条第2項に抵触した場合は許可を取り消し又は、売買取引の停止を命ずる場合がある。

様式第3号 せり人届出書(第15条関係)

せり人届出書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

申請者(卸売業者) 氏名又は名称及び代表者

千歳市公設地方卸売市場業務規程の規定により、次の者をせり人として届出いたします。
なお、当該せり人は、業務規程第16条の欠格事項のいずれにも該当していないことを申し添えます。

氏名	生年月日	住所	卸売業者との関係	備考 (研修受講状況など)

添付書類 (1) 履歴書
(2) 住民票

（仲卸業者・買受人）の承認申請書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称及び代表者

千歳市公設地方卸売市場の（仲卸業者・買受人）として、承認を受けたいので申請します。

商号及び主たる業種名	
取 扱 品 目	
1年間の買受見込額	
法 人・個 人	法人である場合は、資本又は出資の額及び役員の氏名
そ の 他	市長が必要と認める書類（ ）

（仲卸業者・買受人）誓約書記載例

千歳市公設地方卸売市場の（仲卸業者・買受人）として、関係法令等及びこれらに基づく指示を守り、誠実公正を旨として取引することを誓約します。

また、業務規程第19条第2項又は第23条第2項の各号に定められているいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、関係法令等又は指示に違反する行為、承認の取消し事項に該当した場合は、相当の処分を受けても意義ありません。

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称及び代表者

様式第5号 仲卸業者・買受人の記章（第26条関係）

材質 合成樹脂ケース等
地色 黄
文字 赤

7 cm

5 cm

番 号

（市章）千歳市公設地方卸売市場（仲卸業者・買受人）

附属営業人許可申請書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称及び代表者

千歳市公設地方卸売市場における附属営業人として、営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記


1 営業の種類

関係書類	
法人	個人
ア 定款及び登記事項証明書	ア 戸籍抄本及び履歴書
イ 役員名簿及役員の履歴書	イ 誓約書
ウ 誓約書	ウ その他市長が必要と認める書類
エ その他事業報告書等市長が必要と認める書類	

当該申請書は、2通作成し、1通を許可書として附属営業人に交付します。

年 月 日

上記の申請について許可します。

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 

附属営業人誓約書記載例

千歳市公設地方卸売市場の附属営業人として、許可を受けるにあたり、関係法令等及びこれらに基づく指示を守り、誠実公正を旨として業務を執行いたします。

また、業務規程第29条第4項の各号に定められているいずれにも該当しないことを誓約いたします。

なお、関係法令等又は指示に違反する行為、許可の取消し事項に該当した場合は、相当の処分を受けても意義ありません。

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

住 所
申請者 氏名又は名称及び代表者

の変更等届

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

千歳市公設地方卸売市場
(卸売業者・仲卸業者・買受人・附属営業人)

氏名又は名称及び代表者

次のとおり変更しましたので届け出ます。

届 出 事 項	
---------	--

卸売予定数量公表書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者

千歳市長 様

氏名又は名称及び代表者

年 月 日分に係る(卸売予定数量)について、下記のとおり報告します。

なお、(卸売予定数量)は本内容をもって業務規程に定める卸売業者の公表として場内に掲示願います。

品名	道内			道外			計		
	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)
注)									
合計									

注) 水産(鮮魚介、冷凍魚介、塩乾物)、青果(そ菜、果実)ごとに記載のこと。

卸売予定数量は、上記のとおりである。

年 月 日 千歳市公設地方卸売市場長 印

前開場日数量報告書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者

千歳市長 様

氏名又は名称及び代表者

年 月 日分に係る(前開場日数量)について、下記のとおり報告します。

なお、(前開場日数量)は本内容をもって業務規程に定める卸売業者の公表として場内掲示願います。

品名	道内			道外			計		
	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	単価 (円)
注)									
合計									

注) 水産(鮮魚介、冷凍魚介、塩乾物)、青果(そ菜、果実)ごとに記載のこと。

前開場日数量は、上記のとおりである。

年 月 日 千歳市公設地方卸売市場長 印

委託者不明生鮮食料品等処分申請書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

氏名又は名称及び代表者

下記の生鮮食料品等を委託者不明のため処分することを承認願います。

1 品 名	
2 数 量	
3 出荷地	
4 処理年月日	
5 処理の方法	

市場施設使用申込書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

氏名又は名称及び代表者

千歳市公設地方卸売市場内の施設を（卸売業務・仲卸業務・附属営業・その他）の目的で使用したいので、次のとおり申し込みます。

記

- 1 使用目的
- 2 施設の種類
- 3 位 置
- 4 面 積
- 5 使用期間
- 6 そ の 他

（当該申込書は、2 通作成すること。）

年 月 日

上記の申込を認めます。

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 印

施設使用にあたっては、次の条件を付すものとする。

- 1 業務の目的以外に市場施設を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。
- 2 市場施設において造作若しくは模様替をし、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。
- 3 市場施設を故意又は過失により、破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。
- 4 市場施設を故意又は過失により、破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。
- 5 市場施設（会議室を除く。）使用料は、翌月10日までに納付しなければならない。
- 6 市場において使用する電灯、電力、ガス、電話、上水道、下水道、ごみ処理及び暖房等に要する費用は、市場施設を使用する者の負担とする。

市場施設の(造作・模様替・現状変更)申込書

年 月 日

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 様

氏名又は名称及び代表者

下記のとおり市場施設の（造作・模様替又は現状変更）のため承認を得たいので次のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称

造作・模様替・現状変更の内容

造作・模様替・現状変更の目的

工事費

工事等の内容

工事期間

添付書類 平面図のほか見取図、見積書、工事費等必要な書類を添付すること

印の項目は、申請の内容に応じて適宜採用すること。

（当該申込書は、2通作成すること。）

年 月 日

上記の申込を承認します。ただし、市場施設の返還の際に、これを原状に回復し、又はその費用を弁償するものとする。

千歳市公設地方卸売市場開設者
千歳市長 印